

令和8年2月27日

潮来市長 原 浩道 様

潮来市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 飯田 幸弘



潮来市国民健康保険税率の見直しについて（答申）

令和8年2月24日付け潮市民第513号をもって諮問のあった件について、別添「答申書」の1のとおり答申する。

なお、答申にあたっての本協議会の意見は、別添「答申書」の2のとおりである。

答 申 書

本協議会は、令和8年2月24日付け潮市民第513号による「潮来市国民健康保険税率の見直しについて」の諮問に対し、潮来市の厳しい財政状況と被保険者の保険税負担を勘案の上、協議を重ねた結果、次のとおり答申する。

1 国民健康保険税率について

次のとおり改正することが適当である。

子ども・子育て支援納付金課税額の保険税率（新設）

- ・所得割 0.25%
- ・被保険者均等割 1,600円
- ・18歳以上被保険者均等割 140円

2 本協議会の意見

国民健康保険税率の見直しにあたっては、被保険者数の減少に伴い、国民健康保険税の収入額が減少状況にある一方で、茨城県へ納付する事業費納付金については、1人当たりの納付金額が増加傾向にあり、令和5年度及び令和6年度には、支払準備基金を一部処分していることから、令和7年度に国民健康保険税の税率改正を行っている。

また、国においては保険料水準の統一を推進しており、茨城県においても第2期茨城県運営方針に基づき、保険料水準の統一に向け、適正な保険料率の設定や収納対策の強化を推進するものがある。

令和8年度からは子ども・子育て支援金制度が創設され、子ども・子育て支援納付金を国民健康保険税と併せて賦課・徴収することとなる。これにより被保険者の国民健康保険税の負担が増えることから、被保険者の理解を得られるよう当該制度内容等について広く周知を図りたい。